

【ドイツ】 議員法及び連邦議会議事規則の改正

海外立法情報課・渡辺 富久子

* 連邦議会における議場の秩序を乱す行為に対する制裁として、秩序金が議員法に導入され、連邦議会議事規則の関連規定が改正された。秩序金の額は、1,000 ユーロ(2 回目以降は 2,000 ユーロ)であり、秩序喚起と退場との間に位置づけられる。

議員法改正に至る経緯

従来、連邦議会の議場における秩序を妨害する行為に対しては、連邦議会議事規則(以下「議事規則」)において、次の措置が定められていた。

- ① 発言者が議題から逸れた場合には、議長は議題喚起 (Sachruf) を行うことができ、発言者が秩序を乱した場合には、議長は秩序喚起 (Ordnungsruf) を行うことができる (第 36 条)。
- ② 発言者が議題喚起又は秩序喚起を 3 回受けたときには、議長は、当該会議の同じ議題において発言停止 (Wortentziehung) とすることができる (第 37 条)。
- ③ 議員が秩序を甚だしく乱した場合には、議長は、退場 (Ausschluss) を言い渡すことができる (第 38 条)。

尚、従来、議員法にはこれに関する規定はなかった。

2010 年 2 月に、左派党の議員が、ドイツ連邦軍がアフガニスタンの空爆へ関与したことに對する抗議として、本会議中に空爆犠牲者の名前を書いたプラカードを掲げたことを理由に、議長により退場を言い渡された。また、2010 年 9 月には、シュトゥットガルト駅の大規模改修プロジェクトに反対する左派党議員が、同プロジェクトに抗議する T シャツを着用していることを理由に、退場を言い渡された。

改正議員法・改正議事規則の概要

これら 2 件の左派党議員の退場がきっかけとなり、連邦議会の選挙審査・不逮捕特権・議事規則委員会で、議事規則の改正が検討された。上述のような議場における議員の抗議行動に対して、秩序喚起はそれほど効果的でなく、退場は厳しすぎる。そこで、秩序妨害行為に対する措置の種類を増やす検討が行われ、秩序喚起と退場の中間的な措置として、秩序金 (Ordnungsgeld) が導入された。秩序金の利点は、制裁として厳しく感じられること、また、退場のように議員の発言権や採決権を侵害しないことである。

秩序金は、議員の権利に大きく関わるので、議事規則だけではなく、法律でも定められることになった。法案は、キリスト教民主・社会同盟、社会民主党及び自由民主党の 3 会派により、共同提出され、2011 年 6 月 30 日に連邦議会で可決された。新設された議員法第 44a 条 (議員の任務の遂行) 第 5 項を、以下に翻訳する。

議員法第 44a 条（議員の任務の遂行）

(5) 議長は、会議における連邦議会の秩序又は尊厳を少なからず損なう行為を理由として、連邦議会議員に対して 1,000 ユーロの秩序金を科すことができる。2 回目以降の場合には、秩序金は、2,000 ユーロとする。連邦議会の秩序又は尊厳を甚だしく損なう行為の場合には、議長は、議員を会議の間、議場から退場させることができ、30 会議日を上限として、本会議及び委員会への出席から排除することができる。細則は、連邦議会議事規則で定める。

「2 回目以降の場合」とは、議員が、3 会議週の間、秩序金の対象行為を再び行った場合であり、秩序金を科すかどうかの判断は、議長の裁量による。

議事規則も併せて改正され、第 36 条（議題・秩序喚起、発言停止）、第 37 条（秩序金）、第 38 条（連邦議会議員の退場）、第 39 条（秩序妨害行為に対する措置に対する異議申立て）となった。

改正をめぐる論点

議員法改正法案には、提出した 3 会派が賛成し、左派党と緑の党が反対した。

左派党は、特に、これまで議事規則で定めてきた退場の措置を法律で定めることは、議員の発言権や採決権を制限することになり、違憲の可能性があると主張した。

緑の党は、特に、「連邦議会の尊厳 (Würde)」という用語に反対した。この言葉は、これまでの議事規則の文言にはなく、今回新たに加えられたものである。法案の理由書によれば、「連邦議会の尊厳を損なうこと」を新たに要件とすれば、口頭の秩序妨害の他に、政治的な内容を持つ横断幕やプラカードを議場で掲げる等の行為も含まれることが明確になる。だが、緑の党は、従来の「秩序を損なう行為」という文言だけで足り、「連邦議会の尊厳」という言葉の概念が不明確であるために、法的な不確実性をもたらしかねないと主張した。

ドイツ北東部のメクレンブルク・フォアポメルン州の議会においても、ドイツ国家民主党 (NPD) 議員による秩序妨害行為のため、しばしば、議長による秩序喚起等の措置がとられており、これに関する 2011 年 1 月 27 日の同州憲法裁判所判決が、連邦議会の審議でも論拠として引用された。判決によれば、議院の秩序という概念は、会議の外面的な進行のみに係るのではなく、住民の代表による民主的な議会の実践が育み、歴史的・政治的に形成された価値観及び行動様式を考慮しなければならず、そのため、議会は、州議会の尊厳の遵守を議員に対して義務付けることができるとされた。

参考文献(インターネット情報は 2011 年 9 月 20 日現在である。)

- Entwurf eines Neunundzwanzigsten Gesetzes zur Änderung des Abgeordnetengesetzes – Einführung eines Ordnungsgeldes (Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 17/5471, 17/6309).
- LVerfG 4/09. <http://www.landesverfassungsgericht-mv.de/index_aktuell.htm>